住所　大阪市生野区田島１丁目１番13号
　高京子　昭和41年11月５日生
　高洋子　昭和44年３月21日生
住所　大阪府八尾市安中町７丁目５番25号
　劉悠治　平成２年８月16日生
住所　大阪市生野区勝山北３丁目15番16号
　林孝匡　昭和57年12月15日生
住所　大阪市東淀川区菅原２丁目３番12号
　愼健一　昭和53年10月31日生
住所　大阪府八尾市緑ヶ丘５丁目８番地16
　沈多喜二　昭和41年５月28日生
　李成美　昭和45年５月11日生
　沈愛　平成９年１月28日生
　沈琴帆　平成11年９月13日生
住所　大阪府東大阪市足代南１丁目14番２号
　金才成　昭和33年７月16日生
　金由紀子　昭和37年４月24日生
　金太毅　平成９年12月19日生
住所　大阪市東成区深江南１丁目１番21―403号
　姜美幸　昭和43年８月14日生
住所　大阪府和泉市鶴山台２丁目10番36―505号
　金盛子　昭和35年11月８日生
住所　大阪市淀川区加島１丁目57番２―407号
　金美幸　昭和46年12月７日生
住所　大阪市生野区勝山南３丁目２番10号
　姜陽子　昭和45年２月21日生
住所　大阪市東淀川区菅原３丁目16番10号
　鄭相[illegible]　昭和34年７月11日生
住所　千葉市花見川区浪花町４番地28
　徐聖[illegible]　昭和63年６月７日生
住所　千葉県船橋市東船橋３丁目２番17号
　韓冬　昭和55年１月28日生
住所　滋賀県大津市朝日が丘１丁目９番41―102号
　朴泰子　昭和59年１月12日生
住所　滋賀県彦根市平田町415番地19
　李秀也　昭和36年２月２日生
　李祐子　昭和36年10月３日生
　李諒紗　平成３年10月14日生
　李成美　平成９年８月25日生
住所　神奈川県厚木市水引２丁目11番３号
　李知聡　平成６年３月４日生
住所　滋賀県東近江市妙法寺町1510番地
　金[illegible]秀　昭和44年11月29日生
住所　大分県日田市大字高瀬279番地３
　李友春　昭和56年１月５日生
住所　福岡県福津市津屋崎３丁目２番29号
　李茂一　昭和21年11月10日生
　姜由紀子　昭和23年２月17日生
　李[illegible]洋　昭和48年１月30日生
　李泰勳　昭和53年12月31日生
住所　北九州市戸畑区沖台１丁目７番１―508号
　朴貞淑　昭和58年８月２日生
　朴將植　平成５年６月15日生
住所　鳥取県倉吉市余戸谷町3141番地６
　曹幸子　昭和34年９月20日生
住所　東京都大田区東雪谷２丁目18番13号
　金武臣　昭和44年７月２日生
住所　東京都国分寺市西恋ケ窪３丁目12番地２
　金泰浩　昭和61年３月28日生
住所　東京都豊島区東池袋３丁目２番７―1202号
　金愛　昭和55年８月26日生
住所　東京都練馬区上石神井１丁目41番３号
　金美奈　昭和50年９月７日生
住所　東京都文京区西片２丁目12番12号
　李美惠　昭和40年３月31日生
　金吉晃　平成２年８月28日生
住所　島根県出雲市上塩冶町263番地
　金啓樹　平成５年３月16日生
住所　東京都立川市栄町３丁目22番地18
　曹文江　昭和32年７月30日生
住所　東京都昭島市中神町1134番地12
　鄭克謨　昭和30年５月31日生
住所　千葉県浦安市舞浜３丁目28番８号
　朴有　昭和52年12月30日生
住所　千葉県勝浦市沢倉411番地１
　高廣秀　昭和35年３月４日生
住所　東京都北区神谷２丁目10番８号
　金初美　昭和31年11月７日生
住所　東京都国分寺市戸倉４丁目１番地４
　韓香織　昭和57年12月15日生
住所　千葉市中央区南町１丁目４番42号
　魏光広　昭和47年９月13日生
住所　東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目20番12―803号
　方寛孝　昭和51年６月２日生
住所　奈良県天理市兵庫町448番地２
　デビッド・ヒドワード・ホプキンズ　昭和29年３月７日生
住所　奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本175番地
　李相一　昭和55年１月19日生
住所　千葉県松戸市五香８丁目18番地５
　ロスメリ・テオドリンダ・ピント・カルデナス・デ・イマツモト　昭和43年５月３日生
住所　福岡市南区高宮４丁目20番20―222号
　金広章　昭和53年12月21日生
住所　大阪市淀川区東三国３丁目９番21―320号
　丁文美惠　昭和43年４月11日生
住所　堺市堺区香ヶ丘町１丁４番８号
　辛正吾　昭和50年４月21日生
住所　広島県東広島市八本松東２丁目13番18―102号
　金源景　昭和50年８月１日生
住所　広島県呉市新宮町２番20号
　鄭榮子　昭和26年６月11日生
住所　岡山県備前市東片上2538番地
　金福禧　昭和45年２月27日生

○厚生労働省告示第五百九十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十九条第二項の規定に基づき、薬事法第四十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。ただし、セチリジン、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤であって、平成二十五年六月二十日以前に現に存し、かつ、その添付文書に同項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品（以下「処方せん医薬品」という。）である旨の記載があり、又はその容器若しくは被包（内袋を含む。）に処方せん医薬品である旨の表示のあるものについては、これらの記載及び表示に関する限り、同法第五十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

平成二十四年十二月二十一日

厚生労働大臣　三井　辨雄

第八号中（398）を削り、（399）を（398）とし、（400）から（943）までを（399）から（942）までとする。

○農林水産省告示第二千七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岩手県一関市萩荘字小名沢五八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

２１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る森林整備計画で定める標準伐期齢以上の町村の区域内にあるものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それらの図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所において縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岩手県一関市東山町松川字三室平三三九の二・三三九の九（以上二筆のうち次の図に示す部分に限る。）、三三九の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

２１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る森林整備計画で定める標準伐期齢以上の町村の区域内にあるものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、それらの図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所において縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月二十一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町蓮字江馬木屋三二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備